

# 定款変更案について

平成 23 年 12 月 12 日

公益社団法人熊本県浄化槽協会定款の変更内容を下記に示します。

## 記

### I 定款の変更

#### 1. 変更の理由

毎年度 3 月及び 5 月に開催している臨時社員総会及び定時社員総会の開催を、定款変更を行うことにより、定時社員総会の 1 回とし臨時社員総会の承認事項であった事業計画及び収支予算の承認を理事会承認に変更することで会員への負担を軽減しより効率的な協会運営を図るとともに、会計及び特定費用準備資金等の根拠条文を明確にすることで、より透明性を確保した協会運営を図るため。

#### 2. 変更案

##### 1) 変更を行う条文

- ① 定款第 13 条（開催）（変更）
- ② 定款第 47 条第 1 項（事業計画及び収支予算）（変更）
- ③ 定款第 49 条の 2（会計原則）（新規）

##### 2) 変更内容

	新旧	対象条文及び規定内容
1	現	<b>第 13 条（開催）</b> 社員総会は、定時社員総会として毎年度 5 月に 1 回開催するほか、 <u>3 月及び必要がある場合に開催する。</u>
	新	<b>第 13 条（開催）</b> 社員総会は、定時社員総会として毎年度 5 月に 1 回開催するほか、 <u>必要がある場合に臨時社員総会を開催する。</u>

2	現	<b>第 47 条第 1 項（事業計画及び収支予算）</b> この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、 <u>理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。</u> これを変更する場合も、同様とする。
	新	<b>第 47 条第 1 項（事業計画及び収支予算）</b> この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、 <u>理事会の承認を受けなければならない。</u> これを変更する場合も、同様とする。

	現	規定なし
3	新	<p><b>第 49 条の 2 (会計原則)</b></p> <p>この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。</p> <p>2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会において定める会計処理規程による。</p> <p>3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に当てるために保有する資金の取扱いについては、理事会において別に定める。</p>

## II その他

### 検討経緯 (参考)

	年月日	委員会等
1	23.5.2	第 2 回総務常任委員会
2	23.7.26	第 2 回支部長連絡会議
3	23.8.2	第 5 回総務常任委員会
4	23.8.24	第 3 回理事会
5	23.11.2	第 3 回常務会
6	23.11.8	第 6 回総務常任委員会
7	23.11.24	第 4 回常務会
8	23.12.6	第 7 回総務常任委員会
9	23.10.14~23.11.11	連絡会議での会員への周知